



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

令和5年11月21日

新宿区区长 吉住 健一様

(一社) 日本イコモス国内委員会委員長 岡田 保良

(一社) 日本イコモス国内委員会

文化的景観小委員会主査 石川 幹子

住所： 東京都千代田区一ツ橋 2-2-5

岩波書店一ツ橋ビル 13F

(株)文化財保存計画協会 気付

法人名：(一社) 日本イコモス国内委員会

連絡先：Tel/Fax 03-3261-5303

Email jpicomos@japan-icomos.org

緊急要請

令和5年2月17日、都市再開発法第7条の9第1項の規定に基づき、東京都により「神宮外苑地区第一種市街地再開発事業」が施行認可されました。同日、新宿区長に、事業者(代表：三井不動産)より風致地区における樹木の伐採・移植の申請が出され、令和5年2月28日、更に令和5年9月8日、新宿区長におかれましては、これを許可されました。

しかしながら、環境影響評価書には、数多くの誤りと虚偽の報告があり、日本イコモスは、7次にわたり、公正な審議を求めてまいりましたが、受け入れていただくことはできず、令和5年9月7日世界イコモスより、ヘリテージ・アラートを発するに至りました。

令和5年11月21日、日本イコモスは、環境影響評価書において、完全に欠落している歴史的樹木の検討、衰退が著しいイチョウ、非科学的対応により破壊される森、生態学の知見が欠落した再生計画、評価書における伐採本数の過少申請等に対して、「事後調査」では対応できない環境破壊が生じることから、再審の要請を行いました。

新宿区におかれましては、これまで「七つの森」を始め、都市の緑を「グリーンインフラ」として捉え、輝かしい実績を展開しておられます。したがって、このたびの無謀な、3000本にのぼる樹木伐採の先頭に立たれることは区政の基本方針にはそぐわないものと存じます。

東京都環境影響審議会での科学的、公明正大な議論が尽くされるまで、伐採・移植は行わないように、事業者への指導をお願い申し上げます。



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

目次

I 環境影響評価書において完全に欠落している歴史的樹木の検証について

事例：外苑を代表する元天然記念物：「ヒトツバタゴ」（通称ナンジャモンジャ）

1. 「ヒトツバタゴ」（通称ナンジャモンジャ）とは
2. 外苑における「ヒトツバタゴ」の歴史（江戸期～1926年）
 - (1) 江戸期～青山練兵場の時代（1800年代～1885年）
 - (2) ヒトツバタゴ1世
 - (2) 明治神宮聖徳記念館壁画（凱旋観兵式、明治39年 1906年）
3. 外苑の整備と「ヒトツバタゴ」（1926年～2014年）
 - (1) 外苑計画における「ヒトツバタゴ」と現存する大径木
 - (2) 「ヒトツバタゴ」一世の枯死（昭和8年 1933年）と移植
 - (3) 二世と絵画館前の三世
4. 名木「ヒトツバタゴ」の波及
 - (1) 小石川植物園における青山練兵場ゆかりの「ヒトツバタゴ」（2世）
 - (2) 東京大学安田講堂隣接地の「ヒトツバタゴ」
 - (4) 関東大震災復興小公園・御徒町公園の「ヒトツバタゴ」
5. 現在の外苑における「ヒトツバタゴ」
 - (1) 建国記念文庫の「ヒトツバタゴ」
 - (2) 市街地開発事業による影響
6. 現存する東京エリアでの最大の「ヒトツバタゴ」（秩父宮ラグビー場前）
7. まとめ

環境影響評価書における重要な樹木の調査・影響・評価の完全な欠落

II 衰退の著しいイチョウとイチョウ並木に関する事業者の虚偽の答弁と いまだに提出されていない調査データ、および参考事例

III 非科学的調査に起因する森林生態系の破壊と持続不可能な再生計画

提案



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

I 環境影響評価書において完全に欠落している 歴史的樹木についての検討

外苑を代表する元天然記念物である、「ヒトツバタゴ」
(通称ナンジャモンジャ) を事例として



はじめに

事業者は、世界イコモスのヘリテージ・アラート（令和5年9月7日発出）に対する「事業者の見解」（令和5年9月29日発出）において、「事業者において樹齢を確定できる記録はございません」と明言しておられます。

これは、極めて重大な表明であり、事業者報告に度々登場される樹木医、及び専門家であれば、樹種の高さ、幹周、概況から、概ねの推定をすることは可能であり、事業者が環境影響評価の基本的責務を履行しておられないことが、改めて明らかになりました。

本項では、外苑には、100年を超える樹木が、多数、生育しており、その改廃は、極力回避することが環境影響評価に求められている基本的事項であるという観点から、一例を外苑において江戸期から三世代にわたり継承されてきた「ヒトツバタゴ」（通称ナンジャモンジャ）に焦点を絞り、評価書の基本的欠陥について明らかにするものです。

なお、本調査は、歴史的樹木の一例にすぎず、外苑の樹木の保全にむけては、スダジイ、シラカシ、ケヤキ、フウ、トウカエデ、イチョウ、アカマツ、クロマツをはじめ、ヒマラヤシーダー、マンシュウカエデ等、調査、保全の方策の検討が必要であることを申し添えます。

1. 「ヒトツバタゴ」とは

ヒトツバタゴの学名は、*Chionanthus retusus*（モクセイ科）であり、5月頃、稍高く雪のように白い花をつけます。この学名は、ギリシャ語の Xion（雪）と Anthos（花）より成り立っているもので、retusus は、鈍角という意味で、葉が楕円形で鋭角ではないという意味です。落葉高木で、大きいものでは、高さは10～15m、両性花と雄花があり、10月頃、黒い実をつけます。陽光を好む華やかな樹木であり、日本では愛知県と岐阜県の一部、そして対馬にのみ分布します。

このため、東京エリアでは、存在しない樹木でしたが、現在の外苑の地に江戸時代から1本のヒトツバタゴがあり、誰も何の木かわからず、「ナンジャモンジャ」と言われてきたと伝えられています。

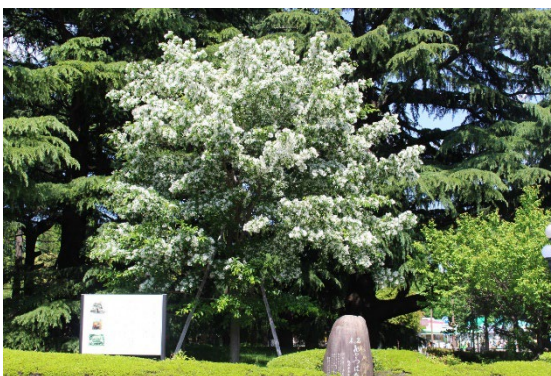


写真1 絵画館前のヒトツバタゴ（三代目）
2023年 4月 石川撮影



写真2 ヒトツバタゴ（テニスコート裏）
2022年 3月 石川撮影



2. 外苑における「ヒトツバタゴ」の歴史（江戸期～1926年）

(1) 江戸期～青山練兵場の時代（1800年代～1885年）

江戸期からのヒトツバタゴの由来について、最も古い記録は、大正13年1924年に発刊された『天然記念物調査報告・植物之部』（内務省）（写真3）であり。執筆者は、帝国農科大学教授で史蹟名勝天然記念物調査会委員を務められた白井光太郎博士でした。

白井博士によれば、「この木は、維新前よりこの地にあり、明治18年青山練兵場設置の際は、旧青山三筋町二丁目八番萩原三之助の邸内にあった」（図1）と記されています。路傍に添った位置にあり、年々開花はするものの、珍しい樹木であったため、その名前を知る人がなく、ナンジャモンジャ、もしくは地名により「六道木」（図2）と呼ばれていたと記載されています。青山練兵場を整備する際に、所有者より金18圓にて買い上げ、人家が取り払われたあとも、そのまま現地に保存されたと記載されています。

この地は、天保年間の廣益諸家人名録では、紀州本草家、坂本浩然の家居が青山六道辻とあり、おそらく同氏が、その家居に移植したものではないかと白井博士は述べておられます。

明治36年ごろになりますと、樹木の周りの盛土が崩れ始め、このままでは枯死の危険性が生じたため、白井博士が詳細な調査を行い、保護のために天然記念物の指定願いを出し、明治天皇もその請願書をお読みになられたと記載されています。

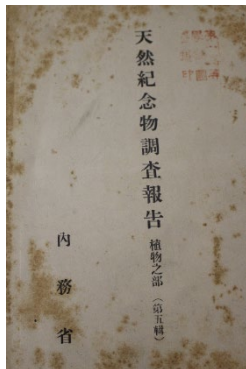


写真3 天然記念物報告書

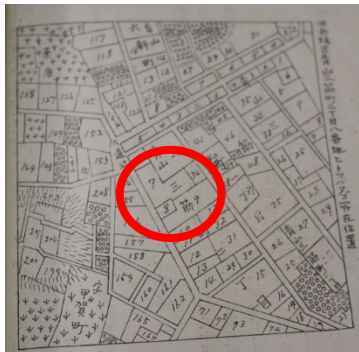


図1 旧青山三筋町



図2 明治17年実測図 青山六道の辻
(フランス淡彩式図法)



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

(2) ヒトツバタゴ (1世)

写真4は、『内務省天然記念調査報告書』に記載されたヒトツバタゴ1世のもので、形状は、以下の通りです。

- ・樹高：東西（34尺）：約10.3m、
- ・周囲（幹周）（6尺04分）：182cm
- ・枝張（36尺6寸）：約11m

このヒトツバタゴ1世は、大正13年（1924）に天然記念物に指定され、昭和8年（1933）に樹齢百数十年で、枯死しました。実生で増やしていくことが、困難な樹木であったと書かれてあります。

白井博士によれば、駒場農科大学植物園掛の中山直正が、根接という方法で、苗木をつくることに成功し、小石川の植物園、その他、2、3の所に分根があると、記載してあります。この「六道木」は、当時、大変、珍重されたようで、永井荷風は、『日和下駄』（大正3年）に以下のように、表しています。

「都下の樹木にして以上の外なお有名なるは青山練兵場のナンジャモンジャの木」

(3) 明治神宮聖徳記念館壁画（凱旋観兵式、明治39年 1906年 4月30日）

図3は、聖徳記念絵画館の第74番の絵画であり、明治天皇が凱旋観兵式に出席された時の絵画で、折しも、満開のヒトツバタゴが、雪をかぶったように、描かれています。遠景に見える独立木は、御観兵榎と思われます。

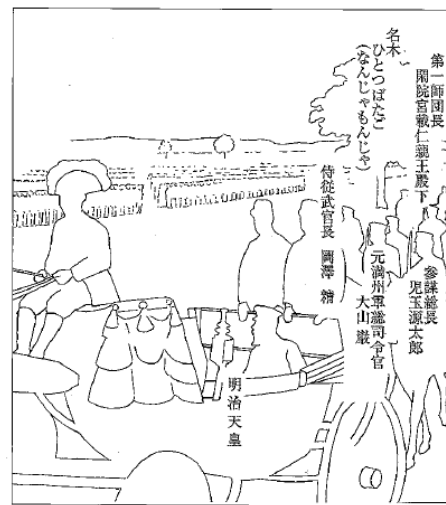


図3 明治神宮聖徳記念館壁画（凱旋観兵式、明治39年 1906年 4月30日）



3. 外苑の整備と「ヒトツバタゴ」

(1) 外苑計画における「ヒトツバタゴ」と現存する大径木の「ヒトツバタゴ」

外苑整備当時、当該エリアは、練兵場であり、大きな樹木は、ほとんどなく、江戸期からのヒトツバタゴと御観兵榎は、シンボルツリーとして、各段の配慮をもって配置されました。現在の建国記念文庫の森の霞ヶ丘門に面する位置には、スタジイの前面にヒトツバタゴと推察される幼樹が描かれています(図4)。

『明治神宮外苑志』には、名木ヒトツバタゴについては、各段の配慮をもって保全し、碑文を添えたことが記載されています(外苑志、第4章樹木、219頁)。

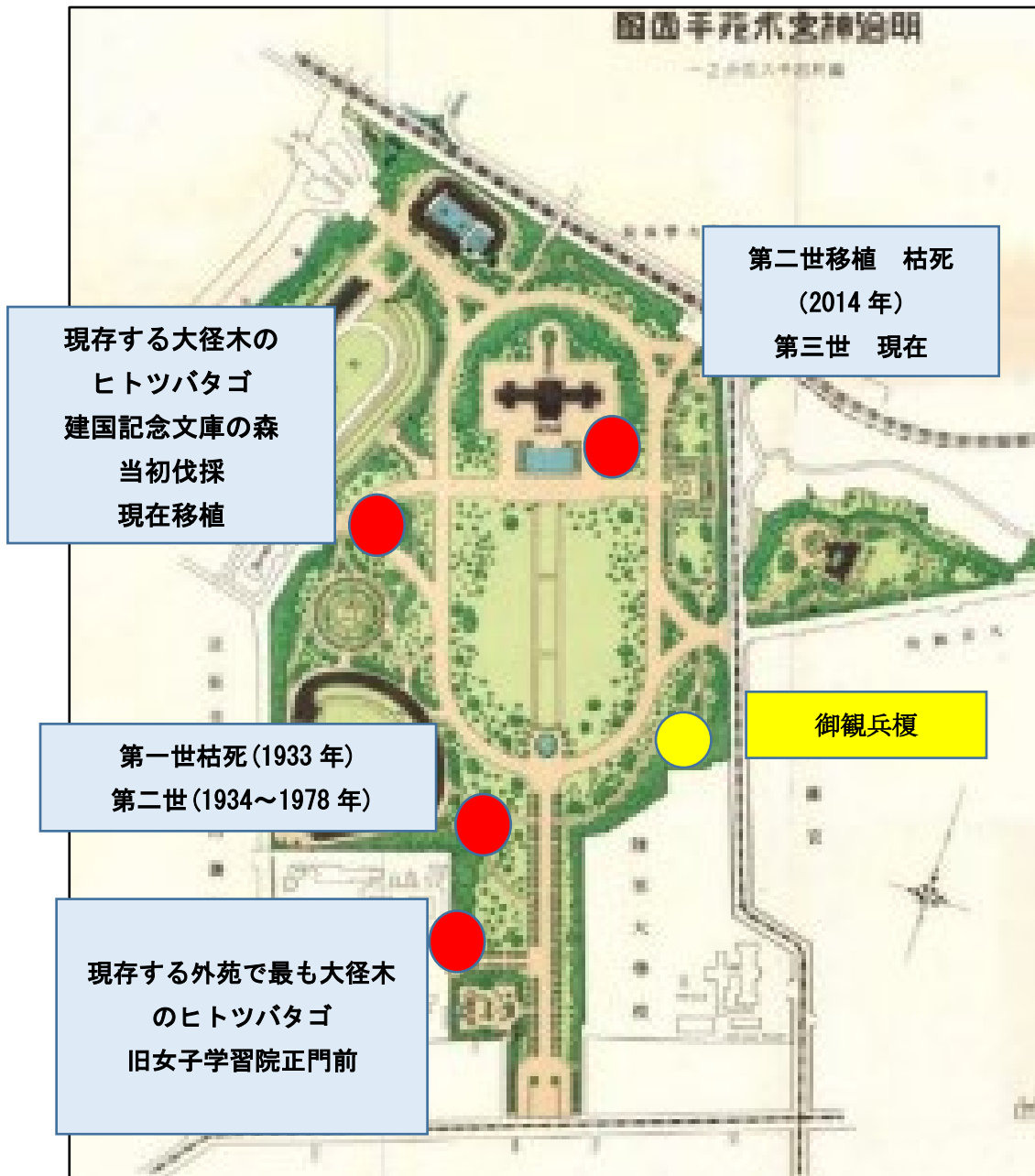


図4 外苑平面図(創建時)及び現存する大径木(幹周約2m)のヒトツバタゴの位置



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

(2) 「ヒトツバタゴ」1世の枯死と2世、

ヒトツバタゴ1世は、昭和8年（1933年）により、ベッコウダケにより枯死しました（推定樹齢100歳以上）。2世が、同地に植栽され、昭和53年（1978年）に絵画館前の現在の位置に移植されましたが、平成26年（2014年）に枯死しました。推定樹齢は、約111歳といわれます。

ヒトツバタゴ

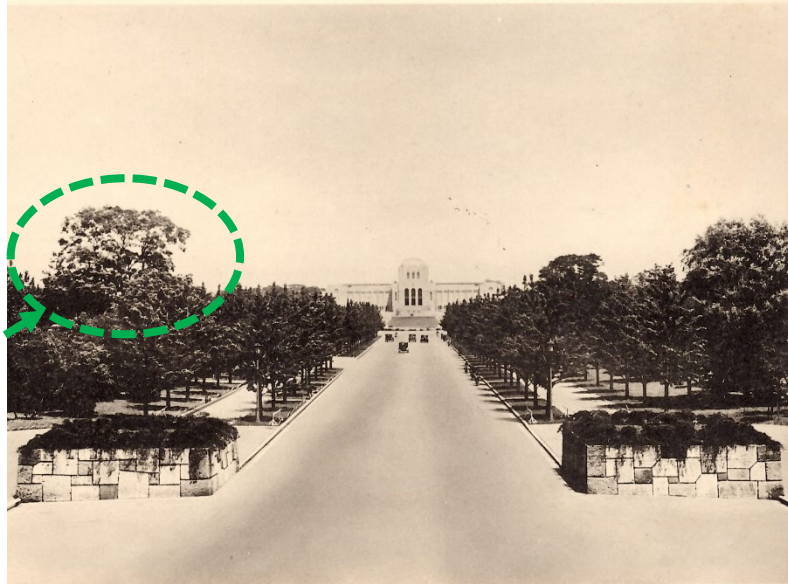


写真5 昭和初期のヒトツバタゴ

(3) 二世と絵画館前の三世

2世の実生から育てられたヒトツバタゴが、現在、絵画館前にある3世となります。外苑の公式見解では、外苑には2世は存在していないと、言われております。

外苑が整備された大正年間には、岐阜や朝鮮半島からも献木があり、由来の明らかなヒトツバタゴには、名札がつけられています。



写真6 絵画館前のヒトツバタゴ 2023年11月3日 石川撮影

写真7 絵画館前のヒトツバタゴ（結実）2023年11月3日 石川撮影



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

4. 名木「ヒトツバタゴ」の波及

白井博士は、1世の子孫は、枯死した外苑の2世以外にも、「小石川の植物園そのほか、二、三のところに、この木の分根がある」と記載されています。外苑にも、他にあったのか、また、その他のところとはどこかは、現時点では詳細な調査は行われていません。日本イコモスでは、小石川植物園、東京大学資源活用推進部、日本植物友の会の木川発夫様の御協力をえて、次の箇所、青山練兵場由来のヒトツバタゴを確認し、更に、神宮外苑においても、2世が現存しているのではないかと推察されることがわかりました。

(1) 小石川植物園における青山練兵場ゆかりの「ヒトツバタゴ」(2世)

小石川植物園には、3本のヒトツバタゴがあります。この内1本は対馬原産ですが、枯死寸前です。残りの2本のうち、1本が口伝で、青山練兵場のヒトツバタゴであることがわかりました。以前もう一本、青山由来と伝えられているヒトツバタゴがあったそうですが、枯死し、現在は、1本のみが残っているとのことでした。

衰弱している対馬産のヒトツバタゴは、水はけが悪く、陽当たりの悪い場所に植栽されていますが、現存するヒトツバタゴは、段丘崖の頂部に位置し、陽当たりは良好であり、環境の相違が生育に大きな影響を与えていることがわかります。小石川植物園の協力をえて、文献の調査、実測を行っていただいた結果、以下の通りとわかりました。(東京大学大学院理学系研究科附属植物園育成部 山口正様による調査と計測、2023年11月10日)

- ・現存するヒトツバタゴ(写真8) 高さ16m、目通り168cm
- ・枯死したヒトツバタゴ(写真9) 高さ10m、目通り149cm、結実(記録)



写真8 小石川植物園のヒトツバタゴ(青山練兵場ゆかり) 2023年10月29日石川撮影

写真9 小石川植物園のヒトツバタゴ(青山練兵場ゆかり) 枯死

出所:『日本の樹木』、山と溪谷社、1975年 富成忠夫氏撮影 日本の植物写真の創始者



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

(2) 東京大学安田講堂隣接地のヒトツバタゴ

東京大学資源活用推進部の御協力をえて、東京大学構内のヒトツバタゴの調査をおこないました。その結果、安田講堂横の第三代浜尾総長の銅像の側に、ヒトツバタゴの大木があることがわかりました。古くからある名木とのことですが、南側の樹林（三四郎の池）の日陰となり、生育状況は思わしくありませんが、結実が確認されました（写真9，10）。

樹高：11.0m

目通り：185cm



写真10 東京大学安田講堂隣接地のヒトツバタゴ全景 石川撮影 2023年11月2日

写真11 東京大学安田講堂隣接地のヒトツバタゴ樹幹 石川撮影 2023年11月2日

(3) 台東区御徒町公園の「ヒトツバタゴ」

神宮外苑の整備が進んでいた頃、1923年9月1日に関東大震災がおり、外苑は避難地となりましたが、同時に技術者達は、復興にあたることになりました。外苑整備の主任技術者であった折下吉延は、帝都復興院主任技術者を拝命し、帝都復興における公園整備を行いました。折下は、三大公園（浜町・隅田・錦糸町）の公園整備をおこないましたが、東京におけるコミュニティ公園は52カ所が整備され、小中学校と一体となった公園が作りだされました。その中の一つが、台東区の御徒町公園で、中学校（御徒町台東中学校）と隣接して整備が行なわれました。その一角に植栽されているのが、ヒトツバタゴ（なんじゃもんじゃ）の樹で、「昔、青山練兵場にあった大木よりふやして台東四丁目の荒沢鉄治郎氏が大事に育てたものです」と記載されています。

陽当たりの良い広場に面した位置に植栽されており、樹高10mを超える大木となって



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

います。人びとと共に 100 年の星霜を刻んできた樹木です。

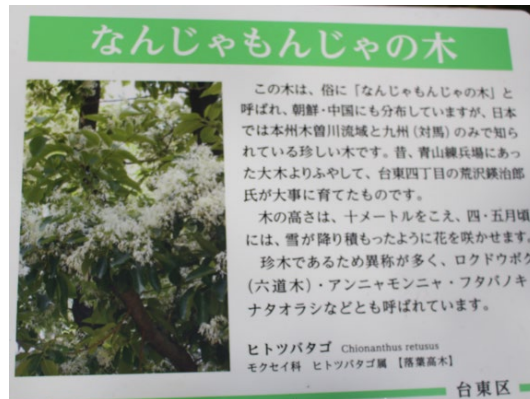


写真 1 2 御徒町公園のナンジャモンジャ



写真 1 3 御徒町公園のナンジャモンジャ 全景 2023 年 11 月 4 日石川撮影

写真 1 4 御徒町公園のナンジャモンジャと子どもたち 2023 年 11 月 4 日石川撮影

5. 現在の外苑におけるヒトツバタゴ

江戸期から青山練兵場をへて、現在にいたるヒトツバタゴを調査してきましたが、現在、再開発事業により、甚大な影響が生じる恐れがあるものが、この歴史的樹木であるヒトツバタゴです。

令和 5 年 5 月 18 日の「東京都環境影響評価審議会」第 2 回総会では、会長より「評価書の調査・予測・評価に重大な変更が生ずる手続き上の問題、誤り、虚偽はなかったことが確認された」として、審議は終了となりましたが、**事実誤認**であり、外苑の重要なヒトツバタゴが壊滅することを、以下、詳細に報告いたします。



(1) 建国記念文庫の森のヒトツバタゴ

図5は、環境影響評価書で、事業者が現存植生図であると主張しておられる緑地分布図です。建国記念文庫は、落葉広葉樹林の単一の樹林地の分布となっており、重要なヒトツバタゴの樹林地が存在していることは、この図面から読み取ることはできません。

図6は、日本イコモスが作成した相観による現存植生図で、建国記念文庫は、常緑落葉混交林と、サクラ、ケヤキ、ヒトツバタゴの植栽地で構成されていることがわかります。図7は、この内、ヒトツバタゴのみをとりだしたもので、建国記念文庫には、21本のヒトツバタゴが現存していることがわかります。



図5 緑地分布図（環境影響評価書）建国記念文庫のエリア

図6 相観による現存植生図（日本イコモス作成）

再開発により、移植5本、伐採3本、保存13本と計画されていますが、この内、霞ヶ丘門にのぞむ位置にあるヒトツバタゴが、戦前からあると推定される大径木のヒトツバタゴです。樹高は、10m、目通り195cmで、現段階で、天然記念物だった1世をしのぐ大きさとなっています（写真15、16、17）。

霞ヶ丘門の正面の位置のヒトツバタゴの大木。創建時の平面図にスタジアムの前面に幼樹が描かれている。2世の一つと推定される。陽当たり良好。慎重な調査が必要。
 樹高10m、
 目通り195cm

保存されるが、ラグビー場の北側となり、良好な成長は困難。2世と推測されるヒトツバタゴが2本生育している。慎重な調査が必要。

ラグビー場建設のため伐採、移植。配置計画は未提出

図7 建国記念文庫のヒトツバタゴ



ICOMOS Japan
 c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
 2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
 Tel&Fax: +81-3-3261-5303
 E-mail: jpicomos@japan-icomos.org



写真 15 建国記念文庫の森のヒトツバタゴ (2023年11月3日 石川撮影)

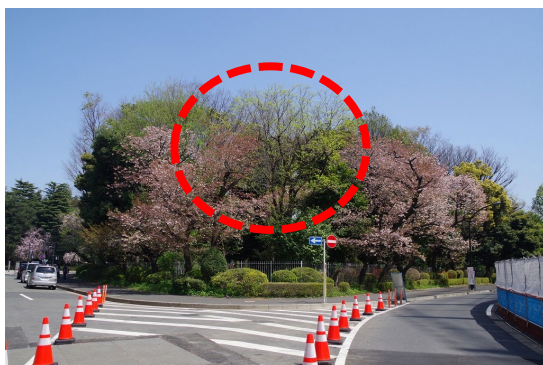


写真16 ヒトツバタゴ (2022年4月10日撮影) 日本植物友の会 木川発夫氏撮影



写真17 ヒトツバタゴ (2022年4月24日撮影) 日本植物友の会 木川発夫氏撮影

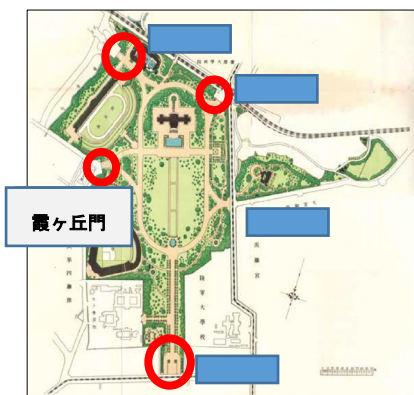


図8 霞ヶ丘門の位置



写真18 昭和初期の霞ヶ丘門。現在のスタジイの前面に幼樹 (ヒトツバタゴと推定される)。



(2) 再開発による影響

図9、10は、神宮外苑地区計画における建国記念文庫のエリアの伐採・移植・保存緑地図です。写真19は、再開発計画の模型であり、保存するといわれている樹林地は、ラグビー場の北側となり、陽光の中でしか開花しないヒトツバタゴの生育は、極めて困難となることわかります。

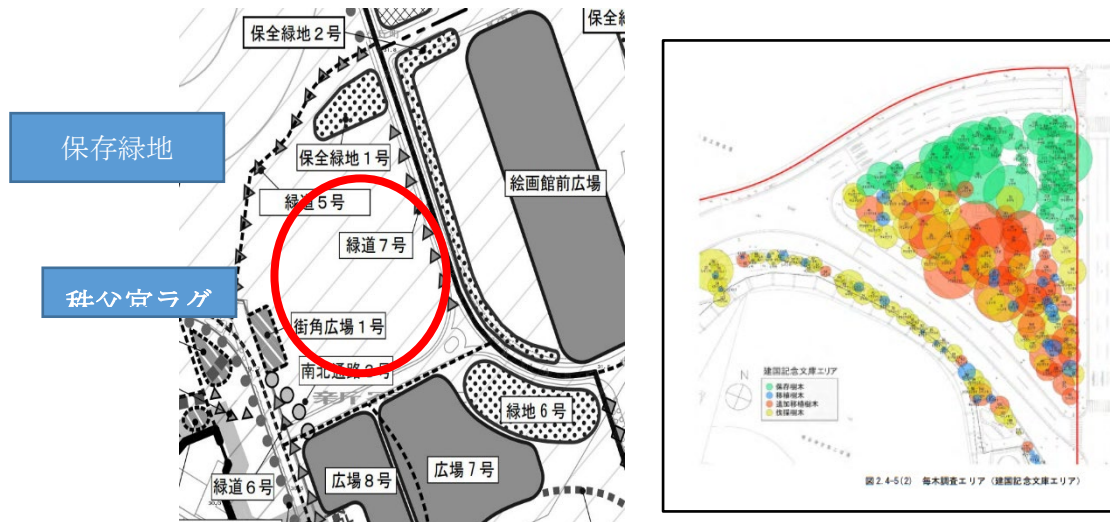


図9 建国記念文庫の森エリアの保存緑地計画図

図10 建国記念文庫の森 伐採・移植・保存計画図



写真19 建国記念文庫の森エリアの模型写真（保存緑地は、ラグビー場の真北となり、陽光の中でしか開花しない、ヒトツバタゴの健全な生育は困難となります）。



6. 現存する東京エリアでの最大の大きさを有するヒトツバタゴ

元女子学習院正門横（現在の秩父の宮ラグビー場へのいちょう並木東端）

外苑のヒトツバタゴは、公式発表では2世は枯死し、3世のみであるとされていますが、調査の結果、小石川植物園、東大安田講堂横、御徒町公園等のヒトツバタゴより、大径木であり、おそらく東京エリアで最大の大きさを有するヒトツバタゴが、現在の秩父宮ラグビー場に至る18本のイチョウ並木の先端横に存在していることがわかりました。

樹高は、14m、目通りは271cmです。再開発計画では伐採されることとなっています。

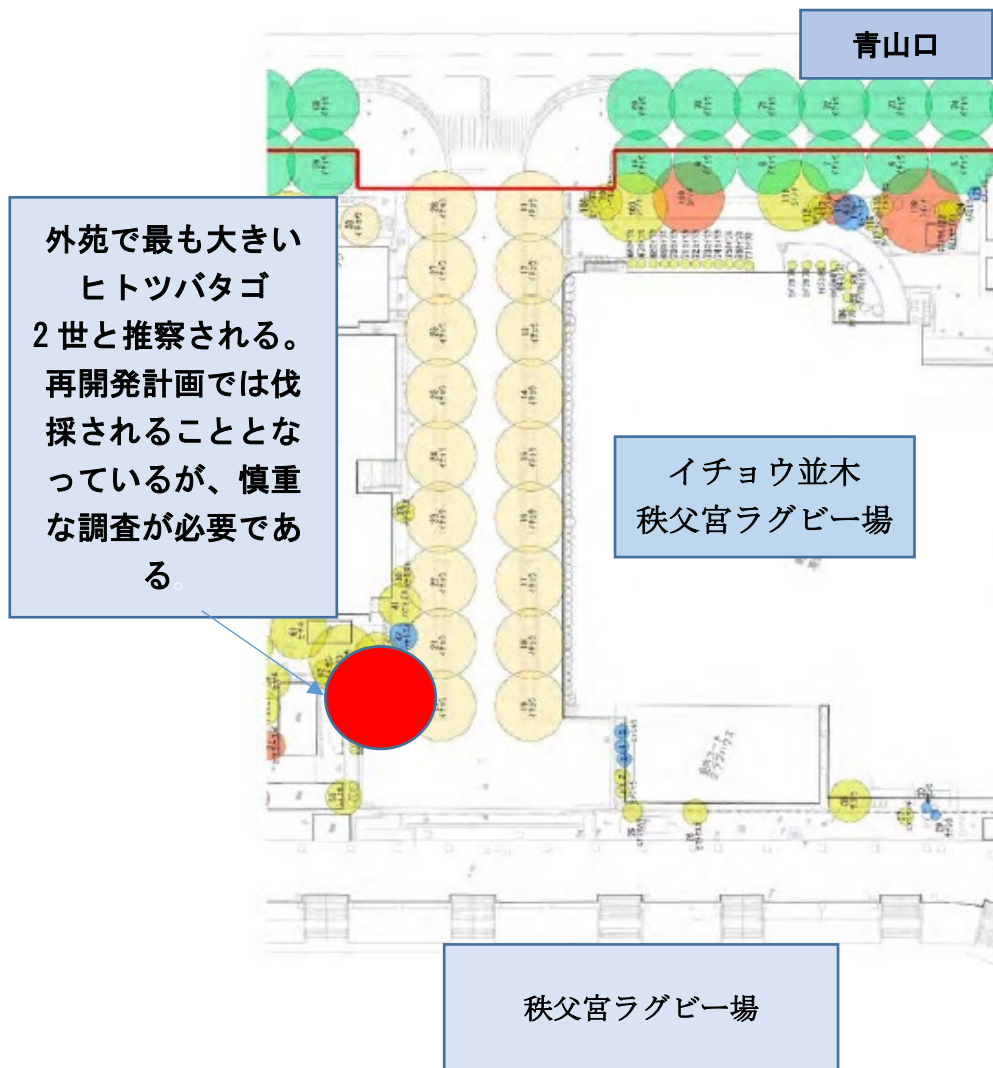


図11 秩父宮ラグビー場入口のヒトツバタゴ（外苑で最大の大径木）
元女子学習院正門前



ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org



写真 2 0 秩父宮ラグビー場へ続く銀杏並木東
端のヒトツバタゴ

樹高 14 m、目通り 271 cm

強剪定が行われているため、開花時における美しさは大幅に損なわれています。

ヒトツバタゴは、基本的に剪定は行わず、自然樹形を維持することが原則です。

天然記念物であった第一世もそのようにして維持されてきたものと思われます。小石川植物園、東大安田講堂、御徒町公園でも、強剪定は行われていません。この樹木は、二世の可能性があり、「伐採」計画を発表されるまえに、慎重な調査、検討を事業者が行い、環境影響評価審議会は、その報告に基づき、伐採の是非を審査すべきです。

7. まとめ

江戸期より、3代にわたって、継承されてきた元天然記念物ヒトツバタゴの調査を行いました。その理由は、事業者が出され、審議会が了承された「環境影響評価書」には、重要事項が欠落しており、科学的根拠がなく、このままでは伝統ある文化的資産である神宮外苑が破壊されてしまうことを、再度、立証するためです。

ヒトツバタゴについて、まとめますと、以下の通りとなります。

- ・外苑の1世：樹高10.3m 幹周 182cm、両性化（江戸期～青山練兵場～神宮外苑）、昭和8年枯死
- ・外苑の2世 昭和8年（1世と同じ位置。昭和53年に絵画館前に移植。平成26年枯死）
- ・2世 小石川植物園
 - ① 樹高16.0m 幹周 166cm （2023年11月計測）
 - ② 樹高10.0m 幹周 149cm（枯死）
- ・2世 東大安田講堂横 樹高11.0m 幹周 185cm
- ・2世と推察される外苑のヒトツバタゴ
（要調査、他の地域から導入されたという記録はないものは、以下の通りである。）
 - ①建国記念文庫 樹高8.0m 幹周 195cm （2018年）

再開発では、移植として計画されているが、ヒトツバタゴの大径木は移植が困難であり、樹勢を弱めることは、絵画館に移植された2世が枯死したことから、わか



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

る。2世であるかどうかも含めて、慎重な検討が必要である。

②秩父宮ラグビー場横 樹高14m、目通り271cm

外苑のみならず、小石川植物園、東大の2世より、遥かに大径木の「重要な樹木」です。環境影響評価書では、「伐採」とされており、全く検討が行われていません。

ヒトツバタゴについては、事業者は、令和5年5月18日の審議会で、

「ヒトツバタゴの森が消滅するとの指摘について、神宮外苑広場ヒトツバタゴは極力移植をおこなうことで保全する計画となっており、消滅することはございません。」

と、わずか、3行の記述で御回答されただけで、2世の可能性のある樹木、現実的ではない保存地などの問題に関しては、一斉、御回答がありません。

以上、ここでは、「環境影響評価書」の基本的問題を、再度、明らかにしました。基本的調査が正しく行われていないため、結果的に甚大で、「命を絶つという回復不可能な結果」が生じていることを、事業者、そして東京都環境影響審議会の皆様におかれましては、真摯に受け止めていただきたいと思います。日本イコモスは、事後報告ではなく、再審査を要請いたします。

以下、イチョウ並木、非科学的調査に起因する樹林地の破壊と再生計画の欠如等について記載いたしますが、2023年1月23日に指摘した事項ですので、重複はできるだけ避けたいと思います。

事業者の御回答（2023年4月、5月）は、科学的根拠のないものであり、論理御回答ではありません。

このため、世界イコモスは、ヘリテージ・アラートを発信いたしました。国際企業、明治神宮、JSCが、堂々と虚偽の発表を繰り返されることは、東京だけではなく、日本の信用の失墜につながります。

また、国際都市としての東京都が非科学的環境影響評価書を黙認し、施行を認可し、大量の樹木の伐採を許可されたことは、国際的影響は甚大であり、この理由から、環境影響評価審議会での再審を要請するものです。



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

Ⅱ 衰退の著しいイチョウとイチョウ並木に関する 事業者の答弁といまだに提出されていない 調査データ、及び参考事例について

いちょう並木につきましては、事業者の調査が、2018年12月～2019年1月のものであり、イチョウの衰退の実態が、その後の補足調査でも、全く明らかにされておらず、根茎調査の報告も開示されておられません。

日本イコモスは、2022年秋に実施した146本のイチョウの毎木調査を継続しており、今年は、黄葉の時期が遅かったため、調査結果は、後日、発表いたします。

テニスコート側の特に6本のイチョウの衰退は、昨年より顕著になっており、イチョウの樹幹からわずか、6mの位置に、野球場の杭が地下40mの位置にまで建築されることは、イチョウ並木の将来を担保することは不可能な事態であり、環境影響評価の再審を要請いたします。

なお、イチョウ並木に関する日本イコモスのこれまでの指摘と保全の要請は、以下のサイトをご参照ください。<https://icomosjapan.org/work4/>

2023年11月6日 Scientific Basis of ICOMOS Heritage Alert for Jingu Gaien

2023年1月23日 「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業についての環境影響評価書」における調査・予測・評価への非科学的対応と誤った事実認識に伴う生態系の破壊、大量の樹木伐採と不適切な移植計画による持続不可能な森の形成、市民の力により創り出された国際的文化遺産の破壊に対する東京都環境影響評価審議会における再審の要請

2022年12月24日 ＜緊急要請＞ 神宮外苑いちょう並木の直近に計画されている(2022年12月～2023年3月) 根系調査に係わる「細根の切断、環状剥皮施術の見直し」と永続的保全に向けた抜本的な調査・検討に関するお願い

2022年12月16日 緊急調査報告「神宮外苑いちょう並木」



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

Ⅲ 非科学的調査に起因する

森林生態系の破壊と持続不可能な再生計画

日本イコモスは、事業者が提出された環境影響評価書には、生物生態系の分析において、基本となる科学的調査が行われておらず、数多くの間違いがあり、結果的に、甚大な環境破壊を招くものであることを、指摘いたしました。

審議会において事業者が回答された内容は、科学的論拠を踏まえたものではなく、結果的に将来の予測、評価が不可能であり、「ヒトツバタゴ」の事例でも示したように、回復不可能な環境の破壊を招く内容となっています。

環境影響評価審議会の判断の基準は、「科学技術による分析と予測、評価」を基本とすることが法に定められています。

東京都環境影響評価審議会におかれましては、法を遵守し、再審を行っていただきたく要請いたします。

以下が、日本イコモスがこの間、提示してきた非科学的調査に起因する森林生態系の破壊と持続不可能な再生計画の指摘と、事業者回答への異議の内容です。

2023年11月6日 [Scientific Basis of ICOMOS Heritage Alert for Jingu Gaien](#)

2023年5月16日 [報告：環境影響評価書（生物・生態系の現況調査における科学的評
法）に関する事業者回答の検証：その1](#)

2023年1月23日 [「\(仮称\) 神宮外苑地区市街地再開発事業についての環境影響評価書」に
おける調査・予測・評価への非科学的対応と誤った事実認識に伴う生態系の破壊、大量の樹
木伐採と不適切な移植計画による 持続不可能な森の形成、市民の力により創り出された国際
的文化遺産の破壊に対する東京都環境影響評価審議会における再審の要請](#)



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

提案

社会の共有財産である明治神宮の杜 ——世代を超えた継承と明治神宮の御負担の軽減に向けて

1. 明治神宮の杜（内苑・外苑）の歴史的経緯と維持管理

明治神宮におかれましては、再開発が必要な理由として、内苑における管理費の負担が重いことをあげておられます。私どもは、杜の維持管理が、労力と費用を要する厳しい仕事であり、その重圧の中で、維持されておられる明治神宮の御努力に深い敬意の念をもっております。

しかしながら、神宮の杜は、「森厳荘重の杜」（内苑）と、「人々の憩いの杜」（外苑）が共存している世界でも稀な文化的資産であり、基本的に、経営のために**外苑が内苑の犠牲となるべきでないことは、論をまたないことであると存じます。**

日本イコモスは、内外苑整備の史実と 100 年後の杜の実態を踏まえて、二つの杜の永続的維持に向けた一つの提案を行い、多くの皆様が共に考えるための一石を投じたいと存じます。

すなわち、歴史的な整備の経緯から申しますと、内苑は大きく、永遠の杜である御本殿を取り巻くエリアと、江戸期井伊家の池泉回遊式庭園のエリア、神宮を訪れた人びとが憩うことのできる宝物殿前の風景式庭園である芝生広場にわけることができます。

維持費を軽減するために、社殿を囲む杜は明治神宮が守り、江戸期の池泉回遊式庭園（井伊家下屋敷）、近代風景式庭園（宝物殿前）は、それぞれ、特別名勝や都市公園とし、公的負担を導入する考え方は、現在の管理・維持を継承し、未来へつなぐことのできる一つの案ではないかと存じます。

外苑については、収益施設は明治神宮が所有し、いちよう並木や芝生広場等、多くの人びとが憩うことのできる、社会の共通の財産としての緑地は、寄付公園とされ、都立公園や、もしくは国営公園とされることも検討に値すると思えます。

歴史的にみれば、東京における公園の特色は、恩賜公園（上野、井の頭、猿江等）をはじめ、多くの人びとの善意と寄付（六義園、乃木公園、東郷公園、安田庭園等）により創り出されてきたことが諸外国の公園との大きな違いです。一人、明治神宮がすべての重荷を背負うことなく、社会全体で負担を分け合うことを提案いたします。



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

2. 検討する場の創出

このためには、多くの皆様が話し合うことのできる場を設けることと並んで、日本の公園制度の根幹を検討する時代となったことを、深く認識する必要があります。

すなわち、日本の都市公園整備は、1863年に封建時代の庭園や社寺を、近代公園として指定することから始まりました。第二次世界大戦後、公園には公共施設（学校、市役所、県庁）、競輪場、競馬場等が建設されるようになり、公園の改廃を阻止するため、1956年に都市公園法が制定されました。

爾来67年が経過し、21世紀にはいり、民間私企業による公園の改廃が、東京都の定めた「公園まちづくり制度」によって行われる「異例の事態」となっているのが、現在の外苑再開発事業の基本的問題です。公園という社会の共有財産（社会的共通資本）の存続に係わる第二の危機です。

明治神宮の二つの杜の行く末は、この危機を象徴するものです。国におかれましては、この問題を東京都の問題として放置することなく、日本全体の問題としてとらえ検討を開始すべきと存じます。歴史的検証、複雑な法制度が背景にあるため、まず、日本の公園緑地行政を所管してきた国土交通省が主管となり、適切な検討委員会をたちあげ、この課題に取り組むことを要望致します。

2022年1月に世界イコモスが発信した「高輪のヘリテージ・アラート」では、有識者検討会が設立され、議論が深められています。かけがえのない文化的遺産を守り、未来へと継承していくため、社会全体が叡智を絞る時となりました。



- ・超高層ビルと会員制テニスコートにより、失われるコモンズ（事業者模型 左）。
- ・芝生広場の施錠をはずせば、すぐに実現できる人々のコモンズ（2023年11月3日運動会）

私たちの時代がどちらの道を選択するか、いま、問われています。